平成２４年（フ）第６９９１号
千葉県千葉市中央区村田町506―１―205、開始決定時の住所千葉県富津市萩生1318
破産者　斎藤　惠子
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７００２号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台９番６―204号
破産者　有限会社三栄工業
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７００８号
東京都荒川区東尾久３丁目36番７号
破産者　東京丸万有限会社
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７００９号
東京都荒川区東尾久３丁目36番７号
破産者　有限会社ユニ・クリーン
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０２５号
秋田県秋田市御所野地蔵田１丁目１番１号　イオンショッピングセンターベネトン御所野店内
破産者　株式会社カラーズ・インターナショナル
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０２６号
東京都杉並区高円寺南１丁目６―11―609
破産者　今村　　朗
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０２７号
東京都杉並区高円寺南１丁目６―11―609
破産者　今村僖和子
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０３２号
東京都立川市柴崎町２―３―３　柴崎ＭＫビル、商業登記簿上の本店所在地東京都立川市柴崎町２丁目12番23号
破産者　有限会社ビジネスホテルクボタ
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１００号
東京都葛飾区南水元２丁目12―16
破産者　岡田　　猛
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４４５号
東京都中央区新川１丁目22―12―305
破産者　伊戸川　博
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６３８号
東京都世田谷区若林４丁目９―４　メゾン若林21号
破産者　松村　敏幸
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７１０号
東京都江東区枝川２丁目18―16―202
破産者　菅原由美子
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８４８号
千葉県浦安市当代島３丁目17―13　第２ハイツ弥兵衛105
破産者　千葉　一二
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８５４号
東京都大田区東糀谷５丁目15―23
破産者　及川　宣之
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８７７号
東京都杉並区阿佐谷北６丁目24―９―202
破産者　小島　由佳（旧姓横島）
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９６１号
東京都八王子市弐分方町65―25
破産者　杉田　博美（旧姓埴原）
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９６２号
東京都文京区水道２丁目６―５　夏目方
破産者　斎藤　貴幸
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９６３号
神奈川県横浜市中区伊勢佐木町７丁目148―503
破産者　金澤　智子
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９６４号
神奈川県大和市大和東２丁目９―10―302
破産者　箕輪奈穂子（旧姓前川）
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９７８号
東京都練馬区関町東１丁目４―10―302
破産者　野村　光裕
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２４号
静岡県下田市一丁目15番７号
破産者　國分　裕子
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部